

## 品川区立学校における学力定着度調査実施要綱

制定	平成 15 年 4 月 1 日	教育長決定(要綱第 10 号)
改正	平成 15 年 7 月 10 日	(要綱第 12 号)
改正	平成 16 年 2 月 16 日	(要綱第 2 号)
改正	平成 18 年 4 月 1 日	(要綱第 13 号)
改正	平成 23 年 5 月 21 日	(要綱第 11 号)
改正	平成 28 年 3 月 31 日	(要綱第 43 号)
改正	平成 29 年 3 月 22 日	(要綱第 5 号)
改正	令和 3 年 4 月 1 日	(要綱第 9 号)

第 1 条 (目的) この要綱は、義務教育段階における知識・技能に関する学力定着度調査を実施することにより、指導計画の見直し、指導方法の改善および教職員の資質の向上を図り、もってより一層の学校改善に資することを目的とする。

第 2 条 (定義) この要綱における「学力定着度調査」(以下「学力定着度調査」という。)とは、品川区が子どもの現状に応じて再編成した教育課程における基礎的内容の定着状況を客観的に把握するための調査をいう。

第 3 条 (対象) 学力定着度調査は、第 2 学年から第 9 学年を対象に実施する。

第 4 条 (実施時期) 学力定着度調査は、別に教育委員会が定める日に実施する。

第 5 条 (実施場所) 学力定着度調査は、品川区立小学校、中学校および義務教育学校(以下「学校」という。)の各校において実施する。

第 6 条 (方法および内容) 学力定着度調査はテスト方法とする。

2 出題は、学習指導要領および品川区立学校教育要領に示されている目標および内容に基づいた国語科、算数もしくは数学科、社会科、理科および英語科に関する基礎的内容とする。

第 7 条 (公表) 教育委員会は、学力定着度調査の概要および結果の見方、結果についての全体的分析、傾向および考察に関して公表を行う。

2 各学校は、次に掲げる事項について公表を行う。

(1) 結果の分析および考察に関すること。

(2) 結果に対する改善と対策などに関すること。

3 各学校は、保護者に対して、基礎的な学力の定着状況について説明を行うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、公表および説明の具体的方法およびその時期など、公表に際し必要な事項は別に定める。

第 8 条 (その他) この要綱に定めるもののほか、学力定着度調査の実施に関し必要な事項

は別に定める。

付 則 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この要綱は、平成 15 年 7 月 11 日から適用する。

付 則 この要綱は、平成 16 年 2 月 16 日から適用する。

付 則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この要綱は、平成 23 年 5 月 21 日から適用する。

付 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。